平成２９年１２月２０日

伊丹市立中学校
保　護　者　　様

伊　丹　市　教　育　長

夏季休業期間の短縮 及び 学校創立記念日にかかる休業日廃止の試行実施について

師走の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成２９年３月文部科学省は、平成３２年度から実施される小学校新学習指導要領、平成３３年度から実施される中学校新学習指導要領を公示しました。報道機関等を通じて、すでにご承知のことと存じますが、小学校においては、外国語の教科化やプログラミング教育の導入等が決定されており、年間授業時間数増加が示されております。

このことを受け、伊丹市においては、子どもたちの豊かな心や確かな学力の育成をめざし、授業や行事等の充実した実施をめざした学校教育を推進してまいりたいと考えております。

そこで、平成３０～３２年度については、移行期間として、平成３３年度の完全実施に向け、新学習指導要領に対応した教育課程の編成等を検討してまいります。

つきましては、下記のとおり、夏季休業期間の短縮及び学校創立記念日を授業日とする取り組みを試行実施いたしますので、本取組の趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

１　目　　的

（１）　夏季休業期間の短縮及び学校創立記念日にかかる休業日の廃止により、年間授業時間を増やし、教育課程の過密化を軽減しながら、新学習指導要領の全面実施に向けて、①教員が子どもと向き合う時間の確保、②授業改善をはじめとする教育の質の向上について調査・研究する。

（２）　授業準備に余裕を持って取り組むことができる等、教職員の勤務時間の適正化につなげ、「教職員のゆとりある勤務」を推進する。

（３）　インフルエンザや気象警報の発令等による臨時休業の代替日を確保する。

２　施行期間

平成３０・３１年度

３　対　　象

伊丹市立小学校、中学校、特別支援学校

４　内　　容

（１）夏季休業期間の短縮

①短縮期間　平成３０年８月２９日（水）（２学期始業式）～３１日（金）
　　平成３１年８月２８日（水）（２学期始業式）～３１日（土）

②学校給食の実施
　　平成３０年度　８月３０日（木）から給食開始
　　平成３１年度　８月２９日（木）から給食開始

（２）学校創立記念日にかかる休業日の廃止